第３号様式（第１２条関係）

会　議　の　開　催　結　果

１　会 議 名	令和５年度(2023 年度)第３回越谷市介護保険運営協議会
２　開催日時	令和５年（2023 年）１０月２３日（月） 午後３時００分～午後４時１５分
３　開催場所	市役所本庁舎８階　第２委員会室
４　会議の概要	議　事 （１）令和５年度第２回介護保険運営協議会会議録について （２）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ※　会議の詳細は、別添会議録のとおりです。
５　公開・非公開の別	公　　開・　一 部 非 公 開　・　非 公 開
６　非公開・一部非公開の理由	
７　傍聴人員	１名
８　問い合わせ先	（担当課名）介護保険課　　℡ 963-9305（直通）
９　そ の 他	

令和５年度（2023年度）

第３回

越谷市介護保険運営協議会会議録

令和５年（2023年）１０月２３日（月）

市役所本庁舎８階　第２委員会室

越谷市介護保険運営協議会

令和５年度（2023年度）第３回越谷市介護保険運営協議会会議録

日　時　令和５年（2023年）１０月２３日（月）、午後３時００分～午後４時１５分
場　所　市役所本庁舎８階　第２委員会室
出席者
委　員：星野会長、久保田副会長、三田寺委員、髙橋(信)委員、加藤委員、菰田委員、中村委員、田中委員、得上委員、新美委員、平林委員、吉尾委員、青木(真)委員、堀切委員
事務局：山元地域共生部長、渡辺地域共生部副部長兼介護保険課長、小田地域共生推進課長、小林地域包括ケア課長、中村保健医療部地域医療課長、櫻田保健医療部副参事兼健康づくり推進課長、齋藤地域共生推進課調整幹、相田地域包括ケア課調整幹、会田介護保険課調整幹、山﨑介護保険課副課長、
外５名
傍聴人：１名

《以下議事録》

１　開　　会
司　　会　　では、皆様おそろいですので、ただいまより令和５年度第３回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。
　越谷市介護保険条例施行規則第９条第２項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することとなっております。
　本日は、委員総数２０名のうち１４名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。
　なお、佐藤委員、蔭山委員、北山委員、青木委員、髙橋委員、本間委員につきましては、ご欠席との連絡をいただいております。

２　挨　　拶
司　　会　　それでは、開会に当たりまして、星野会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。星野会長、よろしくお願いします。
星野会長　　手短に一言申し上げます。計画のほうは、過日打合せをした折、相当のタイトなスケジュールでしなければならないということを認識しております。ただ、

他方で今改めてこの福祉や高齢者の領域を見ておりますと、本当に不確定なことが多いというふうに思っております。何よりもやっぱり人材が確保できるのかとか、そしてそういうことに対して国は十分なお金を割けるのかとか、そういったことを考えると非常に不確定な要素が強い中で皆様のお知恵をいただき、少しでも現実的なものをこのタイトなスケジュールの期間に決めなければいけないということで認識しておりますし、また皆様に改めてお知恵をいただきたく存じます。ただ、今回につきましては、やはりこのシステムということを重点に置きますので、その点も踏まえていいシステムに向けてお知恵をいただけますように、ぜひよろしくお願いいたします。

司　　会　　ありがとうございました。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただきました資料は６点となります。まず、会議次第、続きまして資料１と書いてあります「令和５年度第３回越谷市介護保険運営協議会」という冊子です。続きまして、別紙１と右上にあります「第９期計画施策の体系（案）各課一覧」、こちらはＡ３のカラーのものとなっております。続きまして、別紙２と右上にあります「第９期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」、右側に概要版と書いてあるＡ３の用紙となっております。続きまして、「計画書（素案）冊子版」ですけれども、一番表側が第１章、計画の概要となった厚い冊子となります。最後に、「令和５年度第２回越谷市介護保険運営協議会会議録」、以上の６点でございます。こちらの資料につきまして足りない方がいらっしゃいましたらお申出いただきたいと存じます。いかがでしょうか。

司　　会　　では、本日の審議におきましては、ご発言の際には挙手をしていただき、事務局よりマイクを手渡されてからお話しくださいますようお願いいたします。また、本日の会議においても、会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承願います。

それでは、会議の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第８条第２項の規定に基づきまして、星野会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、次第に基づきまして、皆様のところに今回介護保険の運営協議会ということで１枚、議事内容が配られていると思います。それに従って議事を進めていくことになりますが、この運営協議会の議事内容については越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第８条１項に基づき、公開原則となってお

ります。改めてご了承願います。

　では、事務局に伺いますが、本日会議の傍聴を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

事 務 局　　傍聴者は１名いらっしゃいます。

議　　長　　では、どうぞお入りください。傍聴される方、ご入室、お疲れさまでございます。

　では、いつもながら同じことを申し上げさせていただきますが、傍聴される方につきましては会議中はその要領に示されておりますことを遵守いただけますようにお願いいたします。

３　議　　事

（１）令和５年度第２回介護保険運営協議会会議録について

議　　長　　それでは、次第に従いまして進めてまいります。本日、先ほど申し上げました議事内容を勘案いたしますと、約６０分程度なのかなと思っております。今回は、先ほど来申し上げておりますように、どういうふうにシステムをつくっていくのかということになろうかと思いますので、その旨ご理解いただいて、円滑な議事のご協力のほどよろしくお願いいたします。

　では、まず議題１、令和５年度第２回介護保険運営協議会会議録ですが、これは皆様にもう既にお送りさせていただいていることと存じます。特に事務局、何かご意見とか来ていませんよね。

〔「なし」と言う人あり〕

議　　長　　ということでございますが、何か加えてご意見とかご質問とかございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

議　　長　　では、一応これをもって承認ということでさせていただきたいと思います。

（２）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

①第９期計画　施策の体系と事業について

議　　長　　それでは、次の議題に移ります。

　これからが、私たち知恵を出さなければいけないことなのかと思いますが、議題２、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についての１、第９期計画施策の体系と事業について、これにつきまして事務局からご説明いただきたいと

思います。

事 務 局　それでは、①番、第９期計画施策の体系と事業についてご説明いたします。皆様のお手元には、こういったカラー刷りのＡ３判横になっている、こちらの資料のほう、右側と左側の下のところにページ数が１と２と打ってあるものをまずお開きください。説明につきましては、着座にて失礼いたします。

第９期計画の施策の体系と各課の事業につきましては、前回、第２回の運営協議会で枠組みに関するご承認をいただきましたが、その後庁内の検討委員会、それから作業部会において検討を重ね、今皆様が御覧になっている別紙１の赤字のとおり変更を行いました。

大きな変更点を申し上げますと、まずこのＡ３判の右側の部分、下の部分に２ページと書いてあるところでございますが、主要施策の２の施策の柱３番、新規事業として掲げました高齢者虐待の防止について、介護保険課と福祉総務課を担当課所に追加いたしました。また、この主要施策２の柱の６番、表の一番下になりますが、災害や感染症に関することに対しまして、感染症保健対策課等も担当課として追記しております。

続きまして、裏面を御覧ください。左側のほう、３ページになりますが、主要施策の３、施策の柱（６）の７番といたしまして、新たに介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進を新規事業として追加いたしました。こちらにつきましては、国のほうで示す基本指針の案の中で新たな項目として追加されたため、本計画において追加したものでございます。具体的な取組といたしましては、施設等で事故が発生した場合の対応、それから老人福祉施設等危機管理マニュアルの周知徹底し、事故情報等の情報共有を図ることとして明記いたしました。詳細に関しましては、次の議事で使用しますが、こちらの皆様に郵送させていただいたこの計画書の冊子版の１００ページ、こちらの１００ページの上段のほうに記載をしております。

次に、また別紙１、３番の横の資料に戻りますが、主要施策４の施策の柱（２）の中の１、介護保険現場の生産性向上の推進ですが、以前は事務手続の改善による負担の軽減となっていました。こちらにつきましては、令和５年５月に公布されました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、この中で介護保険法の一部改正が行われ、それに合わせて、国の基本指針案の中でも重点項目として位置づけられている介護現場の生産性向上という言葉を用いることといたしました。事業内容につ

きましても、事務手続に特化することなく、介護現場の生産性向上につながる取組を広く行うように修正を行いました。詳細につきましては、先ほどの冊子版の１０４ページ、こちらの上段に記載をしております。

これら変更作業と並行いたしまして、現時点で国が明示をしている基本指針（案）との整合性の確保も行いました。現時点の基本指針は、あくまでも案となりますが、年末から年始にかけて国が確定したもの、これは告示するものになりますが、詳細内容、特にフレームの部分につきましては今示されている案にのっとったものとなる見込みでございます。越谷市のほうの検討委員会及び作業部会の中で本計画に掲載する内容に関して、この基本指針（案）を反映したものであることの確認を行い、本日皆様のお手元に配付している別紙１としてご提示しているものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議　　長　　確認させてください。要は、前回この柱とかについては実際ご説明いただいたと。ただ、実際それにひもづけする事業が何かということの詳細についてはまだできていない部分もあったので、今回それを周知するという、そういう理解でよろしいですか。

事 務 局　　はい。

議　　長　　ということです。だから、基本的な柱の部分はあれで、当然それに伴う事業の部分、それからあとアプリの件とかも前回非常に盛り上がったのかなという感じもいたしますが、そういったところを含めての今回、前回お示ししたものに対して肉づけ修正したものという理解でよろしいのかなと思うのですが、皆様のほうから何かこの点についてございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

議　　長　　では、前回の継続ということで、そういった事業の当てはめをしたということだと思いますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

（２）高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画について

②第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について

議　　長　　それでは、次に２の②、第９期計画の素案について。

では、事務局から説明をよろしくお願いします。

事 務 局　　それでは、皆様お手元に事前に郵送させていただきましたこちらの冊子、表紙のところが第１章計画の概要と書いてある、こちらのほうをお手元にご用意

いただきたいと思います。

それでは、議事の②でございます。第９期計画の素案についてです。この第９期計画の冊子の構成に関しましては、第８期計画と同様の章立てを予定しております。この構成につきましては、まず皆様のお手元の資料の表紙になっております第１章、計画の概要、それからページを振っているのですが、ちょうどこの第２章というところがページが振られていないのですが、１０ページからになります。実際内容は１３ページからになるのですが、第２章といたしまして高齢者等の現状と課題。それから、次が３５ページになります。実際は３７ページから文言が書かれておりますが、第３章といたしまして日常生活圏域と２０４０年等のすがた。それから、４５ページ、実際は４７ページから記載がございますが、第４章、施策の展開、こちらは先ほど説明したＡ３判の１枚の紙になっているものの中の詳細な事業が、こちらのほうの第４章で記載されております。それから、１１９ページでございます。こちらは今回掲載しておりませんが、第５章といたしまして介護保険事業の展開、こちらに記載される内容につきましては、保険料推計や給付分の推計になります。それから、１２３ページになりますが、第６章、計画の推進と進行管理、これはこの計画のＰＤＣＡサイクルについてが記載されているものです。それから、最後、資料編ということで、この構成を予定しております。

先ほども説明しましたが、第５章の部分、それから資料編がないものを本日委員の皆様のお手元には配付をさせていただいております。第５章につきましては、サービス見込み量、それから保険料推計に関するもので、こちらについてはパブリックコメントの対象外となることから、題目のみの本日は記載となっております。資料編のほうにつきましても、パブリックコメントの対象からは外しますが、こちらにつきましては各事業の目標値の再掲、それから１３地区の状況を掲載する予定でおります。

第１章から第４章に関しましては、これまでの会議の中で協議、検討してきた内容を反映させていただいております。かいつまんで説明をさせていただきますが、まず第２章の部分でございます。１３ページをお開きください。こちらにつきましては高齢者人口の状況ということで、キャプションとグラフのほうを掲載しております。グラフにつきましては、うっすらと網かけをしておりますが、今令和５年度までの数値が出ているものと、まだ集計をしているものがございますが、今までの高齢者人口の流れでございますので、こういった表

を掲載する予定ではおりますが、若干表の統一感がまだ整えられておりませんので、パブリックコメントのときにはこの表の見方、太さ、そういったものを統一していく予定でございます。

続きまして、第３章になります。３７ページからのものになりますが、３９ページをお開きください。３９ページ以降は、将来人口の推計、それから高齢者人口等の推計が２０４０年の分まで掲載する予定でございますが、こちらにつきましてはまだ集計ができていない状況でございますので、パブリックコメント前までには差し替えを行うとともに、その数値に合った形でのキャプション等を掲載する予定でございます。

次に、第４章の内容をご説明いたします。事業につきましては幾つかご紹介というような形を取らせていただいていますが、まず新規事業につきましてでございます。５６ページをお開きください。５６ページにつきましては、前回の運営協議会のほうでも話題になりましたきらポ、越谷きらきらポイントについての説明でございます。

続いて、６３ページをお開きください。６３ページにつきましては、重層的支援体制の整備事業についての記載を掲載しております。

続きまして、７３ページをお開きください。７３ページにつきましては、高齢者の虐待の防止についての記述でございます。

それと、最後１００ページになりますが、こちら先ほどの議事の中でご紹介いたしました介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進となります。この４件が新規事業として第８期計画より新たに追記した事業でございます。

次に、今こちらのほうで幾つか数値目標を出しているものがあるのですが、これは第５章の給付費の推計が確定していないことから、今後変更する可能性がございますが、第９期計画における施設整備について、現時点での考え方をお伝えいたします。

８８ページをお開きください。８８ページの上から２つ目に数値目標と書いてある表がございますが、こちらが第９期計画における地域密着型サービスの整備数を記載しております。令和８年度の目標といたしまして、幾つの施設を造るかということで掲載をしておりますが、グループホームについては２施設、小規模多機能型居宅介護施設については１施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては１施設、看護小規模多機能型居宅介護が１施設となって

おります。これ、令和４年と８年を比較いたしますと、例えば一番上の認知症対応型共同生活介護、３施設増えているように見受けられますが、これは令和５年度に１施設開設をいたしますので、次期、第９期計画においては２施設というような見方になっております。

続いて、同じページの一番下の段の表でございます。数値目標といたしまして介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームでございますが、こちらにつきましては１施設、これは現在１施設建設中でございますので、次期計画の中では１施設ということで予定しております。その次の介護老人福祉施設の改修増床というものでございますが、こちらにつきましては新規の事業ということで今考えておりまして、このコロナ禍におきましてサービスの形態が少し変わってきて、利用者が減っている事業がある。もしくは、ユニット型にしないとやはりなかなか感染症で対応できないというご意見がございましたので、そういった改修増床にする施設として２施設を今のところ予定として挙げております。

続きまして、９０ページをお開きください。９０ページの一番下のところの数値目標でございますが、特定施設入居者生活介護、こちらにつきましては１００床を予定しております。これは、一般的な有料老人ホームとかサービス付き高齢者向け住宅、これをいわゆる介護付きとするためのものでございまして、令和５年度に６６床増設いたしましたので、次期計画の中では１００床増床ということで今のところは予定しております。

続きまして、９１ページでございますが、こちらにつきましては大規模修繕でございます。これは、第８期計画で新規で始めた事業でございますが、現在選定のほうも終わりまして、今契約が終了したということで選定した事業者から報告がありました。次期計画の中では、今事務局の中では１もしくは２施設ということで予定をしておりますので、こちらにつきましては３施設以内というような表記になっております。

続いて、１０１ページをお開きください。１０１ページから１０４ページにかけましては、介護人材確保に係る内容を掲載しています。前回の第２回の運営協議会の中で委員から介護職、特にケアマネへの処遇改善といった対策を図るべきではないかというご意見をいただきました。詳細は、皆様のお手元にお配りしている会議録、こちらの会議録の１６ページの中段ぐらいに記載があるのですが、今の介護職の人材確保、つまり人口減少もそうですし、ケアマネ自

体の処遇がやはりないということで、そういったものを検討してはいかがかということでご意見を頂戴したところでございます。事務局といたしましても、処遇改善の加算に類似したものを補助金として交付できないかとか、そういったところの検討を行いましたが、ケアマネさんに給与に係るような部分を市が単独で、かつ恒常的に交付していくことは現時点では困難であると。それから、こういったものはいわゆる補助金というものをつけた場合に、場合によって予算が潤沢な自治体で介護職の取り合いみたいな形になってしまうのではないかということ。それから、もう一つは、国においていわゆるケアマネさんの処遇改善についての議論がされているということを踏まえまして、今回につきましては事業化を見送らせていただいた経緯がございます。

最後になりますが、本件の冊子につきましてはかなりのボリューム数になっておりますので、時間が限られた今日の本会議の中で全てのご意見をいただくことはなかなか難しいものと考えております。このため、今日質問、ご意見等が提示されなかったとしても、事務局といたしましては今月末の１０月３１日まで、委員の皆様からの意見を頂戴したいと考えておりますので、本日お伝えできなかったご意見等もしございましたら、大変お手数をおかけいたしますが、事務局宛にご連絡をいただきたいと思います。

なお、委員の皆様に配布したものと同様のものにつきましては、現在越谷市の検討委員会と作業部会にもこれを配布いたしまして、同じく１０月末日まで修正依頼を行っています。１０月３１日までにいただいたご意見等につきましては、事務局で確認を行いまして、反映可能なものにつきましてはパブリックコメントで公表する資料に反映していきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

議　　長　　ありがとうございました。

今お話いただいた中で、パブリックコメントという言葉が出てまいりました。ちょっと議題は前後してしまうのですけれども、皆様にイメージをしていただくべく、パブリックコメントをいつ頃から想定しておられるか、これだけ簡単に説明してください。そうでないと、皆様何でこんなに急がされるのか分からないですよ。

事 務 局　　失礼いたしました。今日お配りしております、右上に資料の１と書いてあるこちらの資料の一番最後のページ、４ページとあるところ、こちらを御覧ください。こちらにつきましては、次の工程のところでも説明する予定でございま

したが、パブリックコメントの今後のスケジュールにつきましては、１１月２１日から１２月の２０日、約１か月です。現在の障害福祉課のほうでも別計画を策定しておりまして、同じ期間で行う予定でおります。

ただ、この１１月２１日にパブリックコメントを行う前に、これは本市の都合ではございますが、市の中で政策会議というものがございまして、これが１１月の中旬にパブリックコメントの素案を審議いたしまして、１１月の２１日に公開していくというような流れになっております。

雑駁ではございますが、パブリックコメントのタイムスケジュールについては以上でございます。

議　　長　　ということで、後でまた１０月３１日まで受け付ける、その後の対応についていろいろとまたお諮りしたいこともございますけれども、いずれにせよこれぐらいのタイトなスケジュールで動かざるを得ないということになろうかと思います。しかも、内部稟議等の関係を考えますと、この辺りのスケジュール、１０月３１日はもうすぐではないですかという感じなのですが、それはそれといたしまして、そういう感じの中で動かざるを得ないということになろうかと思います。

改めて、皆様からご意見とかご質問とかあればお寄せください。何かございますでしょうか。

Ａ委員　　今質問の範囲は、②の中の全体の中でということでよろしいですか。そうしましたら、８８ページの地域密着型サービスの充実の数値目標のところなのですけれども、３年前ほどの運営協議会だったかと思うのですが、施設を建てても介護職が横移動するという話がありまして、介護人材が追いつかないと、施設数が増えても、そこの入所ができる、施設サービスを利用できる人が増えるということにはなかなかつながらないといった議論が過去にあったのですけれども、今回９期計画の中でこの数値目標、依然として施設数が増やしていく路線であるというところについて、こういった予測があって、このように市の施設整備をしていきたいというような大まかな方向性というのがあれば教えていただきたいのですけれども。よろしくお願いいたします。

議　　長　　重要なことですね。箱を造っても、中のサービスがないということになってしまうといけないと。今逆に言うと、サービスの質が物すごく問われたりする。

では、事務局からお願いいたします。

事 務 局　　Ａ委員からご質問のありました地域密着の施設数、整備、造るだけであって

も、介護人材がなかなか確保できないのではないか。確かにおっしゃるとおりであります。事務局側として、この施設数に、今のところまだ予定ですが、ここで掲げた数字につきましては、まず一つは、まだここに出してはいないのですが、第９期計画の給付の推計、伸びですね、今までの第８期、第７期の推計というところで一つ出しているのと、もう一つは事務局のほうでケアマネさんとか幾つかの介護事業者に、今越谷市でどういった施設が不足しているか、またご利用者さんがどういったニーズがあるかということで、それを踏まえてここに今掲げているものでございます。

確かにおっしゃるように、前回も特養のほうでも議論になりましたけれども、新しい施設を造ってしまうと、従業員の方が新しいほうに移ってしまうのではないかというところの中で、そこでやはり定着化というのを事務局としてもしっかり考えなくてはいけないのではないかということをいただいたところでございます。

また、人材確保ということと施設整備というのが２つの大きな車輪にはなっているかと思うのですが、事務局といたしましては給付費の推計と、それからいわゆるニーズ、そういったものでこの数値のほうを掲げたところでございます。

以上でございます。

Ａ委員　特に定期巡回・随時対応型訪問介護看護といったところが３施設から５施設、これが一つ分かりやすいイメージかなと思って挙げさせていただきますが、今現在越谷市の北西部と南西部、それから東部というふうに分布されてきていまして、こちらは介護職員、看護職員が１日に複数回、時間を置いてサービスで巡回して、提供するといった形態なのですけれども、これが地域格差が出ないように、均等に例えば施設整備をしていくために北西、北東、南東、南西、中央とかというふうに考えていらっしゃるのか。恐らく越谷市の地区の中でも平等で住民がサービスを受けられるように考えていくとかの考えも必要になってくるのかなと思うのですけれども、今まで小規模多機能とか、ほかのサービスにおいても若干地域の配置のされ方のばらつきとか、そういったところも多くあるかと思いますので、その辺もご配慮いただけたらいいのかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

議　長　人員のほうはいいですか。確保できるかとか。

Ａ委員　この次で。

議　　長　　ではまず。でも、大切なことです。特養とかの配置とか考えるでしょうから。

では、そこまでこちら市として物を言えるのかということも含めて伺います。

事 務 局　　今の定期巡回というところで絞ってみますと、数がまずは越谷市内にかなり少ないというところで、今までの計画ですと恐らく公募をかけて手を挙げてくれば、どこの地域でも越谷市としては上がってきて、いい計画であれば採用としているというふうになっております。確かにほかの自治体の計画を、８期とかのを見てみますと、日常生活範囲のこの地域にこの密着ということで、ずばっとロックオンしているところもあるのです。越谷市については、なかなか民間が参入する中でそこまでやってしまっていいのか、計画でうたってしまっていいのかというところもありますので、ここには明記はしていませんが、ただＡ委員が言うように、例えば北部、南部、東部にはあるけれども、西のほうにないということであれば、当然我々のほうとしても仮にこれを１施設造りますよと決まったときに、公募要項とかで、例えば西部地域のほう、これは公にはしないかもしれませんが、西部地域のところに出してきた計画を少し加点して採択するとか、そういったところも見られると思います。もしくは、ずばり例えば西の地域だけに限定しますよということでのうたい方もあるかと思いますが、ここについてはどういった募集の仕方にするかというのは、今後の議論になるかと思います。ただ、委員がおっしゃることもごもっともだと思いますので、そういったところでサービスにばらつきがないような形で選定はしていきたいと考えております。

以上でございます。

議　　長　　まず、この解でいいですか。

Ａ委員　　ありがとうございます。

議　　長　　考えておくということでございます。

次、お願いします。

Ａ委員　　それから、人員のお話だと思うのですけれども、頒布は今されているかは分からないのですけれども、既存の特別養護老人ホームでしたり、介護老人保健施設であったり、そういった施設系のところで満床稼働をしているところ、１００床の施設であったとしたときに、恐らく場合によっては、施設によっては１０床閉鎖している、休床させているというような施設もあろうかと思うのです。その辺の稼働状況とかも、本当にベッドが足りないとかどうかというところが一部見えてくるところがあるのかなと思うのですけれども、その辺はどう

ですか。恐らく難しいのかなと思うのですが。

事 務 局　市内１４か所、特養ございまして、その稼働率なのですが、ちょっと今私の手元にはないのですが、これも前回、市内特養に調査をかけまして、どれぐらいの稼働がありますかというところで行っています。全てのところにはご回答いただいていないのですが、ほぼほぼ満床。ただ、特別養護老人ホームについては、介護保険法では老人福祉法の関係もありまして、急遽措置をするとかという場合もございますので、やっぱり満床にはなかなかさせない。１か２か開けているところもあるのかなと思うのですが、全体の調査の結果ではほぼ満床に近い形であるのかなと。ちなみに越谷市内の待機者数というのは、今現在においても大体３００から４００近くまでまだ待機者数がございますので、そういったところを見ますと、近隣の例えば越谷と接しているところが県の計画でどれくらい特養造るのかというところもあるかと思うのですが、やはりまだ３００から４００、待機されている方がいらっしゃるという現実があるとなると、特養についてはあと１施設は必要ではないのかなというふうに考えています。

以上でございます。

Ａ委員　先ほどの満床稼働というのが、１００床の施設が１００床受入れをしていてなのか、例えば８０床だけ病床というか、介護施設として使っていて、その８０床が８０床稼働していても満床という言葉になったりすると思うのですけれども、１００床が１００床稼働しているという意味でよろしいですか。

事 務 局　今委員がおっしゃっているのは、恐らく特養が入っているところ、お部屋が空いているところを短期入所施設とかで空床利用している場合があるのではないかというようなことでおっしゃられている。とは違うのですか。

Ａ委員　もちろん空床利用のショートステイとしてというのもあると思うのですけれども、それもごく一部だと思うのです。５床とか１０床とかで施設運営されていると思うのですが、１００床で８０床だけ、職員がいなくてベッドを使っていて、空床利用の例えばショートステイ用のところは５床、１５床が今使えていないという施設とかがあるのではないかという意味で、フル稼働、満床というのが８０床または８５床を使っている中で８０床、８５床が全部使っていますという回答な気もしたのですけれども、その点、１０床、１５床とかが空いている施設とかはないのですか。

議　　長　要は、本来の定員数を満たしているかどうかです。それはやったのでしょう。

事 務 局　我々の調査といたしましては、あくまでも特別養護老人ホームの定員数とい

うのが越谷の場合８０だったり１００だったり、あともう一個はたしか１２０もあったとは思うのですが、その定員に対して満床ですか、それとも空床はありますかということで聞いているのです。

今委員がおっしゃるように、もしかして人材が足りなくて、本当は１００床で稼働したいのだけれども、やむなく８０で抑えているかどうかというところまでは、ちょっとそこまでは我々も確認ができていない状況でございます。

以上でございます。

議　　長　　ほかに何かありますでしょうか。

Ｂ委員　　施設が足らないとかというような話も当然ながら役所としてはあるのでしょうけれども、中身の問題をちょっと危惧するところがある。よくテレビなんかで介護施設のいじめだとか、今回もなっています。果たして、造ります、新しいものできました、それを各項目、これはみんな入っているか限らないですけれども、人間同士ですから、果たして充実感があるかないかというのがあるのですけれども、つかみ切れないですけれども、果たして問題を把握しているのかということだ。中身の問題だ。それを市としては調査しているのか。あるいは、現場に書類を出すのではなくて、悪いことをしているから立ち入れと言っているのではないのだけれども、やはりそれは人間同士の毎日の生活ですから、その辺をしっかりと把握しながら、問題点があれば解決をするという、そういった形のほうをフォローアップをいかに市としてやれるかということが一番問題なのかなと思うのです。

そんなようなことで、職員さんも大変ですけれども、地区ごとにありますから、ぜひ充実を図るという。越谷はすごいよと。福祉に関しても本当に充実しているよと世間から言われるようにいきたいね、３０万都市ですから。やはりそれに誇りを持って、当然ながら自慢話できるような、そういうような形の施設がいっぱいできればいいなと思うのね。事件あってから事は対応しますよというのはそれは遅いので、ぜひそのような組織というか、活動を途切れなくやっていただいて、それでこの会議においては報告もしてもらいたい。いい面、悪い面、問題点、実はこういうことがあったのですよと。

それで、今日の進め方、ちょっと問題点があるのだと思うのだけれども、飛び過ぎだよね。何ページ、何ページと。あれでは会議にならない。１章やるのなら１章ずつやって、それでは次というふうに。レジュメができているのですから、大変申し訳ないですけれども、１時間でこれをやるといっても分かるの

ですけれども、やっぱり進め方も。どんどん、どんどん進んでしまったら、何が何だかさっぱり分からない。一つ一つ精査しながらやるという形で進めていただければありがたいなというふうに思っています。

話は２点です。以上です。

議　　長　まず、１点目、今まで出てきた議論の中で、ニーズがあるから建てることになるだろう。そこまではいい。だけれども、今おっしゃったように、そこで本当にちゃんとしたサービスができているの。いい人がちゃんと来ているの。そこの点です。それをちゃんと行政の側でできているのかと。

おっしゃるとおり、これだけの膨大な資料なので、１時間で、進め方においては確かにそういった意味で課題もあったと思います。まず、少なくとも建てるということも必要が出てくるだろうということは前提としつつ、質の保証ということについて越谷としてはどういう取組をする予定かという、そこら辺について何か事務局のほうからあれば、それを教えていただきたいと思います。

事 務 局　まず、今Ｂ委員からご指摘がございました。前回もそうだったと思うのですが、進め方というところです。この辺につきましては、事務局のほうで工夫が足りなかったというところは申し訳なかったと思います。次回以降、ここのところを少し検討させていただきたいと思っております。

それから、もう一点、介護職員は、例えば施設でいじめに遭っているとか、質の確保とか、そういった方が孤立してしまって、例えばそれで離職してしまわないように何か取り組んでいるかということでございますが、越谷市のほうは介護職員向けの相談会というのを月に１度、これは午前中と夜間に時間を設け、介護保険課の窓口で相談業務を行ってしまうと、例えば施設の方とかがいろんな申請で来ますので、何であの人来ているのだろうということで身元がばれてしまったりすると。これはよろしくないので、別室を設けて相談会というのをやっているのです。

ただ、実際のところ、皆様介護職としてお忙しいので、なかなか市が月に１回、この日と決めたときに、その方のシフトがあって相談に来られるかというと、なかなかそれはできないのですけれども、ただ市の職員と、それからこれは久保田副会長のところの埼玉県立大学の教授の方にご協力をいただいて、専門職の方が相談に乗るというのが一つと、もう一つはやはり介護の現場で働いている人が、そういうご相談を伺わないとなかなか寄り添えないだろうということもありますので、これは介護保険のサービス連絡協議会のほうに、もしそ

ういう介護職、同じ立場の方から相談を受けたいというようなご連絡があれば、連絡協議会のほうに、例えばこういうサービスの相談に乗っていただける方がいませんかということで、ピアサポート方式と申しますが、そういった取組をして、これは毎月広報のほうに介護相談という形で掲載しております。なかなかこういった事例を取り組んでいるのは近隣では珍しくて、結構県内とか、隣接した市町村のほうからどういうふうにやっていますかということの問合せはいただいています。

ただ、実際のところ、先ほど申し上げたとおり、月１回でこの日といっても、なかなかこの日に来られない方は結構いらっしゃるのですが、だからといって我々相談を受け付けないということではなくて、電話で大体連絡いただいたりとか、直接窓口につい先日も来たのですが、来られた場合は、職員のほうが別室を用意したりしてお話を聞いて、その上で例えば施設側に何か問題があるという場合には、我々のほうからその方の身分がばれないように施設側に確認を取ったりとか、例えば相談に来られた方が、自分の素性を何でも明かしてしまっていいですよということであれば、実際こういうことが行われているようですけれども、それは法律に触れていませんかというような調査はしております。

先ほど委員のほうから、そういった内容もこういったところの場でこういうのがあったとかという報告があったほうがいいのではないかということでございますので、これにつきましては例えば年に１回でも、なるべく施設とか、そういったところの個人情報が伏せられるような状況で、こういう事例があって、介護保険課としてこういうような対応をしたというようなことのご報告ができるように、これは今後の宿題として我々承っていきたいと思いますので、貴重な意見、どうもありがとうございました。

以上でございます。

議　　長　　１つ言わせていただければ、声を上げられる人はいいのですけれども、今委員がおっしゃったように、悶々と籠もって、そして最後人知れず去っていくという、それが一番怖いような気もするのですが、そういったところも含めて人材をどう確保するのかということ、今ありがとうございました。そこもちゃんとどこかで市として押さえないといけないのではないか。だから、計画として考えるときに、まずニーズがあるから造る。それはいいかもしれないけれども、その人材を確保できるのか、それをちゃんと楽しく勤務ができているのか、やりがいを持ってやれているのか、それをどう押さえるのかと、そういったサイ

クルも考えていかないといけないのではないか。貴重なご意見だと思います。

何かほかのご意見ありますでしょうか。

Ｃ委員　この人材確保で外国人の人材の養成育成支援事業と、１０３ページにあるのですけれども、たまたま私は介護サービス相談員ということで特養のほうに行っているのです。そこに５人のベトナムの方がスタッフとして働いています。まだ４年目だという男性の方、その方とちょっとお話しする機会があったんですけれども、この１２月に本国に帰るそうです。理由は円安で生活が苦しいと。もう一つは、結婚されていて、ちょっと詳しくなりますが、奥さんが出産するのだそうです。それはベトナムで出産するということで、帰りますということで、日本はきれいで働きやすい、そしてスタッフも優しい。できればまた帰ってきたいというのですけれども、生活に苦しいとおっしゃっていました。

ほかの４人の方は本当に皆さんお若い方で、評判いいと思います。言葉はちょっと舌足らずなのですけれども、親身になってやっている様子がよく分かります。そういう方がたまたま１つの施設で５人いらっしゃるので、何か皆さん心強くて、働いていらっしゃるのだなというふうに思うのですけれども、これが例えば１００床の施設で１人とか２人だったらとても大変だなと思います。だから、そういう方にもここに育成支援事業というふうに重なっていますので、分かりやすく、もちろん給料アップということは大前提なのですけれども、昨日の新聞辺りにも６，０００円妥当発言とかということが大きく載っていますけれども、なかなかこれは国の施策なので、市としてはどうこうということではないのですが、やはり介護スタッフというのは本当に深刻です。ですので、その辺のことも、５人もいらっしゃるということで、みんな頑張っているというのはとてももったいないなと思いますので、その辺目を向けていただければと思います。

それともう一つ、Ａ委員からお話があったように、本当に異常なのか。やっぱり希望者が３００人、４００人いらっしゃるということなのですけれども、ご承知かと思うのですけれども、１人で３つも４つも掛け持ちしている現状というのは、これは当たり前なのです。それをただ３００人、４００人待っているからというふうに捉えてはいないと思うのですけれども、去年の夏でしたか、私は話をしたかな。今コロナ禍だったということもあって、施設長さんが利用者さんの奪い合いの状況が出ていますとはっきりおっしゃったのです。だから、私も「ええっ、本当。ここ満床なのかな」というようなところ、ちょっと疑問

もあります。

以上です。

議　　長　　ほかに手を挙げておられた方、どうぞ。

Ｄ委員　　私、民生委員として施設の運営委員会へ参加しているのですけれども、いつも定期的に運営委員会をやっているけれども、その中であわや災害とかいう報告があるのです。だけれども、こういう災害が、大きな災害になったら目隠しはできないけれども、小さな災害というのは、こういうのも市として集計されているのか、それとも例えば議事録が市に上がっているのか。どこでもやっていると思うのですけれども、定期的に。だけれども、私たちがこういう指摘をして、言いっ放しになってしまって、最終的にはそれが何の反映もされていないかもしれない。それは、私にとって分からないけれども、同じことが繰り返されている。災害にしても同じことが繰り返されている。小さな災害なのですけれども、小さな災害がハインリッヒの法則に従うと３００あれば大きな災害につながっていくというドイツの科学者が言ったとおりのことがあります。だけれども、現状は小さな災害がいっぱいごろごろしている。あそこに目に見えるのはごく僅かです。それで、報告をするのもごく僅かです。だけれども、実態はもっと多いのではないかと思います。そこを潰さないと。そして、あまりすると、結局先ほどから出ているように、ヘルパーさんとか、もうきつきつです。やっとやっているような現状があります。それは、私がいろいろな人から聞くのです。だけれども、私は施設を見るのは大きな施設を見ていないから、近くの１施設しか、あるいは２施設です、やっているのは。だから単眼的だから、小さな目ですけれども、そんなことが感じられました。

議　　長　　すみません。災害ですか、事故。

Ｄ委員　　違う。あわやだから、事故につながらなかった、骨折したりなんかがあるから。骨折すると事故になる。

議　　長　　そういう意味ですね。ありがとうございました。

そういう事故記録みたいなものを含めて。

Ｄ委員　　ちゃんと把握していて、それがほかの施設にもちゃんと。みんな同じような事故です。

Ｅ委員　　今介護施設の働いている人たちの中で、力量ある職員がきちんと核となっている施設が大半だと思うのですけれども、そこで今回のコロナの感染病に対して対応し切ってきたのではないかと思うのです。今勤続疲労ではないけれども、

そういう介護施設が疲労を起こしている最中ではないかと想像するわけです。

先ほど満床とかという話がありましたけれども、３００人から４００人の待機があるという情報を得たのは一つのいいことなのですけれども、実際１００人が満床なのに、９０人とか９５人の入所者で満床と考える支援の内容が伴わないために、そういう形を報告されているところも一部あるのではないかなという気がしないでもないのですけれども、ともかく職員の方たちの頑張りがあって、今の現状まで来たので、何とか数字の把握だけでもいいから、施設のほうからの困り事でもいいから、今一番困っていることは人材なのでしょうけれども、その中でもこういう内容ですというのは聞く必要があるのではないかなと思います。

以上です。

Ｆ委員　同じ内容なのですけれども、この待機者について、先ほど重複して申請されていると。そういった場合、これ他県なのですけれども、神奈川なんかは市がコーディネートして空いている施設、そういうところをうまく回してくれているというのです。ですから、越谷市は市のほうでこういう先ほどの満床、要するにもともと言えば人員不足だと思いますけれども、そういう待っている方、これ普通に考えたら空いて、どなたかが亡くなるかでなければ入れないというふうに簡単に取れる。数字が３００から４００といったら、やっぱり待っている方のことを思えば、コーディネートという形で市が中に関係することはできないのでしょうか。空いているところもあると思うのです。ですから、そこを市はどういうふうに考えていらっしゃるかということです。

議　長　今まではどちらかというとソフトの面で、確かにそこは押さえなければいけないということです。これだけ確認させてください。３００という数字について、これ市でただ単に足しただけではなくて、すり合わせをやったのでしょう。

事務局　最新の情報が、毎年埼玉県のほうで全件調査を行っていまして、令和５年度の最新の数字はまだ来ていないのですが、令和４年度の４月１日の時点で３１０人。この数字というのは、重複している数は入っていない。純粋に３１０人。

議　長　名寄せしていますね。だから、ちょっとタイムラグがあるかもしれませんけれども、名寄せというのですか、ちゃんとその辺りはしているということでございます。逆に言うと、今おっしゃったように、先ほどの事故の問題であるとかということを含めて考えると、あと本当に人材が確保できていて、ちょっと減らしているような施設がないかとか、そういったところの市のチェックは必

要だと思いますし、またそういったものを含めてちゃんとこの計画というのはきちんと練っておかなければいけないということはおっしゃるとおりだと思います。また、おっしゃるように、心に負担を抱えてさりげなくお辞めになると、そういうことがないように。やっぱりそこら辺はやっていかないといけないのではないかということだと思います。そのためにも、本当にエビデンスというものがあるかどうかというのはすごく突きつけられているような気がいたしております。

ほかに何かご意見があれば。

Ａ委員　特別養護老人ホームだったり、老人保健施設であったりというのが、地域密着型とそうでない施設と２種類あるかと思うのです。地域密着型というのがついているものは、もう大原則として越谷市民が入所すると。ただ、一方で地域密着型ではない施設に関しては、近隣市町村の施設を利用することも可ということですので、越谷市民が３００人、４００人待機がいるからといって、市内の事業所で吸収しなければいけないとは必ずしもないのかなとは一部思ったりはしています。実際担当している方の中で施設を探すときに、複数市町村で複数申込み手続をして、急ぐ場合であれば早いところでというような対応もよくあるかと思いますので、ただその施設が今回特定施設も１００床増やしていくというので、なるべく入所、入居のほうで体制を整備していきたいというところがあろうかと思うのですが、入所、入居施設を造れば造るほど在宅の介護人材というのが、施設と在宅と両方を増やした分だけ人材を増やさないと、結局どこかが苦しむという形になろうかと思いましたので、そういった意味でその施設数に関しては、それだけ建てたら、その分これだけ職員がいなければいけないというハードルが新たに生まれるという意味になりますので、間違いなく造った分だけ人材が在宅から施設に流れるというところはあると思いますので、その辺に関して越谷市ではもう介護人材フェアとかいろいろな取組はしていただいて、ご尽力はいただいているのですが、それでも正直苦しいなというところがありましたので、３００人、４００人の考え方、またちょっと検討していただければと思い、再度申し上げました。よろしくお願いいたします。

議　　長　まずは、実際それだけの人数が入所する必要がないのではないかというご意見だと思います。ただ、それだけの数がいらっしゃる以上、何らかの対応もしなければいけないだろう。あともう一つ、言っていただいたように、そうしたら在宅の方の今までやっていたのに加えて、また入所している方の対応のこと

も考えなければならないのではないか。となると、そもそもそれだけのスタッフというものがどうなのだろうかということを考える、非常に奥深い問題だと思いますし、本当に実態を、しっかりとした市としてもエビデンスを追いながらやっていく必要があるのではないかなということを深く考えさせられます。おっしゃるとおりだと思います。

ほかによろしいでしょうか。

Ｇ委員　すみません。今待機者のことで３００人とかという話が出ていますけれども、これを待機者を市としても３００人のためにまた施設を造るというのか、それとももっと、今お話を聞いていても、施設、施設といろいろ意見があるのですけれども、そうでなくて地域の中でお年寄りが住めるようなシステムをつくるというのが必要なのではないかなと。私の周りなんかでも、年を取っている人は、私も年寄りに入っていますけれども、８０ぐらいになっている人は必ず年を取ったら施設に入るのだね。施設に入るには２０万以上かかるよと。今の生活では、今の年金では入れないよねと、悲しい話ばかり出てくるのですけれども、でも地域の中で何とか住めたら、おうちもあればいいのかなと。私は、施設よりも、地域の中で何かができたらいいなというふうに思っていますので、それの方策というか、そういう話ももっと話をされたほうがいいかなと思いました。

この６３ページの重層的支援体制整備事業とあるのですけれども、ここら辺なんかも活用していったら、住みよいまちに、住みよいまちというとすごくオーバーだけれども、私はそのほういいのかな。私自身は施設に入りたくないし、入りたくないと言ったら怒られてしまうけれども、自分のおうちでずっとついの住みかにしたいなと思っているので、ぜひみんなで知恵を出してやっていけたら。

以上です。

議　長　ありがとうございました。おっしゃるとおりです。だから、希望があることは、一つのエビデンスでそういったことを考えるけれども、おっしゃるように、では地域で何かできるのかということも当然併せながら考えていかないと。だからこそ、Ａ委員おっしゃるように、深い地域での支援体制もどこかで確保しつつということになると、それだけの人材を本当に確保できるのかと、非常に悩ましい問題が起きるということなのかなというふうに拝察しております。

ということでよろしゅうございますでしょうか。非常に深い議論をしていた

だいたと思います。ただ、ここで皆様にお諮りしたいことがございます。今事務局のほうから冊子内容についてのご意見を、説明が飛び飛びであったというご指摘もございましたが、１０月３１日までということでございました。しかしながら、パブコメをつくるために庁内の稟議を考えますと、その素案を反映し、その上で運営協議会を開催、協議するにはもう時間のスケジュールで相当難しいということがございます。

そこで、１０月３１日までに寄せられた意見につきましては、事務局において検討して、整理したものを改めて会長と副会長、私どもで確認し、それをパブリックコメントに載せるという、そういうスケジュール感で行かせていただければと存じます。本当は、また集まってという感じもなるのでしょうけれども、皆様お忙しいのと、それをやっているととても事務局が内部の稟議とかで間に合わないと思いますので、出されたものはきちんと整理していただき、それをまた我々のほうで確認させていただくという方向でさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議　　長　　ありがとうございます。ご異議なしというふうに承らせていただきます。

（２）高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画について

③今後のスケジュール

議　　長　　それでは、次、では先ほど話をちらっと触れましたけれども、今後のスケジュールということ事務局よりご説明いただきたいと思います。

事 務 局　　それでは、議事の③、今後のスケジュールについてご説明をいたします。

右上に資料の１と書いてあるものの３ページ目、こちらをお開きください。今後のスケジュールでございますが、委員の皆様から１０月末までに受け付けたご意見、こちらを検討、反映したものは会長、副会長にご承認いただいた後に、１１月中旬の政策会議で報告し、パブリックコメントを実施する予定です。先ほどもＣ委員、Ｄ委員、それからＥ委員、それからＦ委員、Ａ委員、Ｇ委員さんから様々なご意見をいただきました。これは、全て反映できるかどうかは別といたしまして、事務局の考え方もそこでちょっと会長、副会長にお伝えをしながら決めていきたいというふうに考えております。

次回、この表でいきますと１月の下旬までに第４回の運営協議会を予定しております。この運営協議会につきましては、今回提示していない第５章の給付

推計、それから資料編を含めた冊子の全体版、完成版をお示しするのと、パブリックコメントの結果をお示しする予定でございますが、場合によってパブリックコメントの意見等がない場合には、ご意見の提示状況にもよりますが、書面会議という可能性もございます。これ対面の会議にするか、書面会議にするかに関しましては、またパブリックコメントの状況を見て会長、副会長と協議の上、改めて皆様にご連絡を差し上げたいと考えております。

続きまして、この資料１の４ページ目をお開きください。こちらの説明は、先ほどと重複いたしますが、パブリックコメントの工程表になります。期間につきましては、来月の２１日から１２月の２０日を予定しております。周知の方法といたしましては、ホームページ、それから「広報こしがや」の１１月号に掲載をする予定です。意見提出方法や意見箱の設置場所につきましては、こちらに書いてあるとおり、介護保険課窓口、それから地区センター、包括支援センター等に置いていく予定です。前回の計画のときも同じ工程の中でこのパブリックコメントを実施いたしましたが、前回につきましては５名の方から１４件、そのうち１件の意見を反映しております。この１件が何かと申しますと、認知症の関係で、認知症という言葉に関して、これは決して高齢者だけではないと。若年性の方も認知症があるということで、その文言を追加してもらいたいというご意見に対して、意見を反映した経緯がございます。今回もパブリックコメントをやっていく中で意見として採択できるものについては、そういった形で採択をしていきたいと考えております。

パブリックコメントで公表する資料につきましては、今度は別紙２になりますが、白黒のＡ３判の横になっているこちらです。これが、今日こちらの冊子に載せたものの本当の概要版になります。その概要版とこの冊子、この２つをパブリックコメントの意見公募として提出するということです。自治体によっては、本当に今皆様のお手元に概要版のペラ一しか出していないような自治体もあるのですが、本市といたしましては概要版とこの冊子、この形でパブリックコメントを行っていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

議　　長　　一応流れについて事務局から説明がありました。

何かご意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

議　　長　　一言だけ最後に言わせていただきますが、私たちはエビデンスに基づいてこ

の計画を立てなければいけない。しかし、この計画、建物を一つ造るということに関しては、当然人が必要ですし、そこには人間関係がありますし、事故も起こる。そしてまた、外国人さんが気持ちよく勤められるかどうか、そういったことも含めてやっぱり考えなければいけないということを考えると、今はハードというか、仕組みについて議論しておりますけれども、そこにどうやって中身を入れていくのか、非常に深いものが考えなければいけないのではないか。ただ、それが非常に楽観的になかなか言えないというような状況が、今日ご議論の中で示されたのではないかと認識しておりますし、皆様に深いご議論をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

それでは、本日の議事は終了となりますので、進行のほうは事務局にお返ししたいと思います。

司　　会　　星野会長、ありがとうございました。

４　その他

司　　会　　それでは、事務局より１点ご連絡させていただきます。

次回の会議につきまして、令和６年１月下旬を予定しております。具体的な日程は、正副会長と調整させていただき、改めて皆様にご連絡させていただきます。

５　閉　　会

司　　会　　それでは、閉会の言葉を久保田副会長からお願い申し上げます。

久保田副会長　委員の皆様、本日は建設的な意見をありがとうございました。

かなり深いところの問題が、どうも横につながっているような気がしてならない。しかも、認知症基本法ができて、認知症の方も増えてくるであろう予想されるこの時期に、さらなる追い打ちをかけるような介護人材不足とか、それから家族問題とか、様々なことが起こり得る可能性が十分考えられるので、そういう意味では早めにこういうふうな地域で支える仕組み、健常な方も、それからそうでない方も共に暮らしていけるような、そういうまちづくりとか、そういうことが非常に大事になってくるのかなと。やっぱり懸念されるのは人口減少社会と、その中で占める高齢者の割合はどうしても増えてくる可能性があるので、介護力だけではなく、処遇だけではなくて、そこから起因する様々な問題についても早めに手を打っておかなければいけないのかなということを感

じました。

１０月３１日締切りで、今日お越しいただいている委員の皆様の中にはまだご発言いただけていない委員の方もいらっしゃいますので、どうぞ忌憚のない意見をお寄せいただいて、こちらのほうで対応していくというような形になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はすごく時間が、まもなく１６時１５分になろうかと思いますが、皆様お忙しい中をありがとうございました。

私からは以上です。

司　　会　　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和５年度第３回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。皆様、本日は大変ありがとうございました。